

１１月の園だより

こども未来局保育・子育て推進部
令和８年１１月１日　　藤崎保育園

朝夕はだいぶ気温が下がり、秋らしい季節になりました。道端のススキに虫の音、秋の味覚と、色んな秋を楽しんでいきたいですね。子ども達は気持ちの良い季節を謳歌するように、戸外遊びや散歩を楽しんでいます。

今月は乳児クラスの親子行事「一緒に遊ぼう１・２・３（ワン　ツー　スリー）」があります。親子でたくさん触れ合って遊べると良いですね。

１１月の保育のポイント

☆秋の自然に触れる。

☆外遊びやごっこ・表現遊びを楽しむ。

１１月の予定

５日(木)　すずらん組遠足
７日(土)　一緒に遊ぼう１・２・３
　　ふぉとすてっぷ撮影（乳児クラス）
１０日(火)　保育まつり（さくら組）
１２日(木)　ひまわり組遠足
　　ふぉとすてっぷ撮影（乳児クラス）
１７日(火)　三者連携集会（幼児クラス）
　　ふぉとすてっぷ撮影（幼児クラス）
１９日(木)　お話し会（乳児クラス）
　　人権集会（幼児クラス）
２５日(水)　ハッピーデーリハーサル１回目
　　（幼児クラス）
２７日(金)　さくら組懇談会

１１月２０日は「かわさき子どもの権利の日」



世界中で多くの子ども達が、戦争や貧困・差別・虐待・労働などによって十分に守られておらず、「子どもには特別な保護と権利が必要である」という国際的な認識が高まったため、1989年11月20日に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が国連総会で採択されました。それを受け、川崎市は全国で初めて「川崎市子どもの権利に関する条例」を2000年に制定しました。川崎市では、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」として定め、子どもの権利について考える機会にしています。

１．安心して生きる権利
２．ありのままの自分でいる権利
３．自分を守り、守られる権利



人間として大切な７つの子どもの権利

（川崎市子どもの権利条例より）

４．自分を豊かにし、力づけられる権利
５．自分で決める権利
６．参加する権利
７．個別の必要に応じて支援を受ける権利

園長コラム　～子どもの人権とウェルビーイング～

「ウェルビーイング」という言葉をご存じでしょうか。こども家庭庁では、心も体も健康で、周りの人とのつながりの中で、自分らしく幸せに過ごせる状態をウェルビーイングとしています。子ども達の健やかな成長のためには、一人ひとりの思いや願いが大切にされることが欠かせません。

川崎市では、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもを一人の人間として尊重し、その権利を大切にする取り組みを進めています。子どもには安心して生活し、自分らしく成長し、自分の気持ちを表現する権利があります。

園でも、子ども達が「大切にされている」と感じながら安心して過ごし、自分らしさを発揮できる環境づくりを大切にしています。そして、子ども達だけでなく、保護者の皆さまや職員を含め、関わるすべての人が笑顔で過ごせることを願っています。これからも園と家庭とで手を取り合いながら、子ども達のウェルビーイングを支えていきましょう。

～幼児クラス　人権集会の紹介～

藤崎保育園では、毎年幼児クラスの子ども達を対象に年3回の人権集会を行っています。
「人権」というと難しいようですが、『ひとりひとりが大事な存在で、自分もお友達も大切にしてほしい』をテーマにしており、幼児期の子ども達が理解しやすいよう、生活に合わせた内容を考えています。
集会の様子は随時玄関掲示でお知らせしていますが、改めてご紹介します。

1回目～プライベートゾーン　（5/28実施）

『だいじだいじどーこだ?』の絵本を読み聞かせて、「自分以外の人が、勝手に見たり触ったりしては嫌な、大事なところがあるよね」と話しました。





【だいじだいじどーこだ】
作：遠見　才希子
絵：川原　瑞丸
出版社：大泉書店

2回目～プライベートゾーン　（7/3実施）





プライベートゾーンって、どこだっけ？ の復習をしてから、プールの着替えの時に気を付けることを考えました。大人が実演しながらやり方を確認して、プールもバッチリだったね！

3回目～ジェンダー

11月19日に集会を予定しています。ジェンダーって何?という話とともに、自分も相手も大切にされて、気持ちよく過ごすには、どうしたらいいかな??そんなことを子ども達と考えていきたいと思います。

親子の会話の中でも、「これって人権だ!」ということがあると思います。
難しく考えず、ぜひ親子でも語り合ってみてくださいね!

イラスト出典：メイト